

銅	15. (2)[注] 15. (3)②試 葉	2) 市販の原子吸光分析標準溶液を 検量線作成用の1.0, 10.0ppmの 濃度の標準溶液を調製する 注追記 と近似させる必要がある 注追記	3) 市販の金属分析標準溶液(MRA又はJCSS認定 品)を 一般的な表現に変更し、計量法トレー サブルで ある事を明記	注番号の整合
銅	15. (3)②試 葉	15. (3)③試 験溶液の調 整製	注1) 予めデータを確認した後、装置の性能や測 光方法により検量線の直線性が確認できる範囲 で変更してもよい。また、MRA又はJCSS認定の金 属混合標準溶液を使用してもよい。	装置や測定方式により感度が異なり、検量線 の直線性範囲が変わるために、ICP用の金属混 合標準液が市販されているため
銅	16. (1)①試 葉	16. (1)②試 験溶液の調 整製	注2) 予めデータを確認した後、測定用試験溶液 に内部標準元素を添加して内部標準法により補 正することもできる。	誘導結合プラズマ発行光度法では内部標準法 も汎用的なため
銅	16. (1)③試 験溶液の調 整製	324.754nmにおける発光強度を測 定する 注追記	注3) 分光干涉や妨害物質の影響が疑われる場 合は、予めデータを確認した後、別の発光波長で 測定して確認し、適切な波長を選択する。	試料によって該当波長で妨害物質の発光があ る場合があるため
ナトリウム	16. (1)①試 葉	10%塩酸、1%塩酸(原子吸 光分析用)を水で希釈して用いる。 注2)	・10%塩酸、1%塩酸(精密分析用)を水で希釈 して用いる。 注2) 予め汚染がないことを確認した後、他の等 級、濃度の試薬を使用してもよい。その場合は適 宜、使用濃度の調整を行なう。	一般的な試薬を記載した 一般的な試薬を記載した 試薬の等級、濃度がメーカーで様々に異なる ため限定せず
ナトリウム	16. (1)②試 験溶液の調 整製	試料1~10g 注追記	市販の金属分析標準溶液(MRA又はJCSS認定 品)を	一般的な表現に変更し、計量法トレー サブルで ある事を明記
ナトリウム	16. (1)③試 験溶液の調 整製	10%塩酸5mlを加え 注追記	注3) 対象元素の濃度が高い場合は他の元素 の妨害がある場合は、予めデータを確認した後、 試料採取量を減じて0.1 g以上とする。	妨害物質の量を減じるため
ナトリウム	16. (1)④試 験溶液の調 整製	炭酸塩が残留する場合は発泡するが、発泡 が終了するまで加えた後、3~5 ml過剰に加える。	炭酸塩に塩酸を加えると反応し、塩酸濃度が 下がるため塩酸濃度を過剰に入れ金属を可溶 化する	塩酸を揮散させる目的のため、器具を限定せ ず温度の指定にした。
ナトリウム	16. (1)⑤試 験溶液の調 整製	100°C以下 注5)	注5) 水浴上や熱板を使用することができる。	汎用的な器具を列記

ナトリウム	16. (1)②試験溶液の調製	更に、10%塩酸5mlを加え	注記	注6)ミネラル分を可溶化する目的のため、高濃度の酸を使用して10%塩酸相当量として3~5 mlにねばよい。
ナトリウム	16. (1)②試験溶液の調製	ろ紙 注2)	ろ紙 注7)	注番号の整合
ナトリウム	16. (1)②試験溶液の調製	ろ過する 注記	ろ紙	注8)食塩の含有量が多く、残渣が多い試料については、再灰化を、灰化時間のデータを確認して行い、ろ液を合わせる。
ナトリウム	16. (1)②試験溶液の調製	試験溶液とする。注記		注9)目的物質の濃度によって定容量を変更してもよい。定容後の試験溶液の塩酸濃度が1%になるようにする。
ナトリウム	16. (1)④測定	測定波長 766.5nm	注記	注10)分光干渉や妨害物質の影響が疑われる場合、予めデータを確認した後、別の吸光波長で測定して確認し、適切な波長を選択する。
ナトリウム	16. (1)⑤計算	P:分取率	P:希釈率	一般的な記載法への変更
ナトリウム	16. (2)②試験溶液の調製	原子吸光光度法(塩酸抽出法) ^{注3)注4)}	原子吸光光度法(塩酸抽出法) ^{注1)注2)}	注番号の整合
ナトリウム	16. (3)①試薬	(1), (1)と重複表示	(1), (1)に準拠する。	重複を削除
ナトリウム	16. (2)②試験溶液の調製	1%塩酸200mlを正確に加え 注記	注3) 予めデータを確認した後、試料採取量抽出割合を変更してもよい。	試料により抽出率が不十分のものもあるため
ナトリウム	16. (2)②試験溶液の調製	ろ過し 注2)	ろ過し 注4)	注番号の振り当てを他の項目にあわせて試験法ごととし、注番号と整合
ナトリウム	16. (2)[注]	2) No.5A(アドバンテック)又は相当品を用いる。		一般名称に変更
ナトリウム	16. (3)	(3)誘導結合プラズマ分光分析法 注記	注1) ナトリウムの含有量が少ない試料は原子吸光光度法が望ましい。	当該法は妨害を受けやすく、感度が悪いため

ナトリウム	16. (3)①	10 カリウムの(3),(1)に準拠する	誘導結合プラズマ発光分析装置:一般的なすべての誘導結合プラズマ発光分析装置を用いることができる。	他項目に整合
ナトリウム	16. (3)①試薬	市販の原子吸光分析標準溶液を	市販の金属分析標準溶液(MRA又はJCSS認定品)を	一般的な表現に変更し、計量法トレーサブルである事を明記
ナトリウム	16. (3)②試薬	検量線作成用の1.0, 10.0ppmの濃度の標準溶液を調製する 注追加	注2) 予めデータを確認した後、装置の性能や測光方法により検量線の直線性が確認できる範囲で変更してもよい。また、MRA又はJCSS認定の金属混合標準溶液を使用してもよい。	装置や測定方式により感度が異なり、検量線の直線性範囲が変わるために、ICP用の金属混合標準液が市販されているため
ナトリウム	16. (3)③試料溶液の調製	希釈するか標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある 注追記	注3) 予めデータを確認した後、測定用試験溶液に内部標準元素を添加して内部標準法により補正することもできる。	誘導結合プラズマ発光度法では内部標準法も汎用的なため
ナトリウム	16. (3)④測定	測定波長は588.995nmを用いる 注追記	注4) 分光干渉や妨害物質の影響が疑われる場合、予めデータを確認した後、別の発光波長で測定して確認し、適切な波長を選択する。	試料によって該当波長で妨害物質の発光がある場合があるため
マグネシウム	17. (1)①試薬	・塩酸:原子吸光分析用	・20%塩酸:塩酸(金属分析用) ^{注1)} を水で希釈して用いる	一般的な試薬を記載した
マグネシウム	17. (1)の注	なし	注1) 予め汚染がないことを確認した後、他の等級、濃度の試薬を使用してもよい。その場合は適宜、使用濃度の調整を行う。	試薬の等級、濃度がメーカーで様々に異なるため限定せず
マグネシウム	17. (1)①試薬	なし	・1%塩酸:20%塩酸を水で希釈して用いる。	本文中で使用されているが記載なし
マグネシウム	17. (1)①試薬	市販の原子吸光分析標準溶液を	市販の金属分析標準溶液(MRA又はJCSS認定品)を	一般的な表現に変更し、計量法トレーサブルである事を明記
マグネシウム	17. (1)②試験溶液の調製	試料1~10g 注追記	注2) 対象元素の濃度が高い場合は他元素の妨害がある場合は、予めデータを確認した後、試料採取量を減じて0.1 g以上とする。	妨害物質の量を減じるため
マグネシウム	17. (1)②試験溶液の調製	塩酸 (1+1)	20%塩酸	使用試薬に合わせた
マグネシウム	17. (1)②試験溶液の調製	20%塩酸 (1+1)3ml 注追記	注3) 炭酸塩が残留する場合は発泡するが、発泡が下がるため塩酸濃度を過剰に入れ金属を可溶化する	

マグネシウム	17. (1)②試験溶液の調製	水浴上	100°C以下 ⁴⁾	塩酸を揮散させる目的のため、器具を限定せず温度の指定にした。	全元素同様
マグネシウム	17. (1)②試験溶液の調製	なし	注4) 水浴上や熱板を使用することができる。	汎用的な器具を列記	全元素同様
マグネシウム	17. (1)②試験溶液の調製	ろ紙 ¹⁾	ろ紙 ^{注5)}	注番号の整合	全元素同様
マグネシウム	17. (1)②試験溶液の調製	同様に灰化	注6) 灰化時間については、予めデータを確認して設定する。	灰化時間のデータを確認	全元素同様
マグネシウム	17. (1)②試験溶液の調製	水で定容し	水で50mlに定容し、	定容量を追記した	全元素同様
マグネシウム	17. (1)②試験溶液の調製	試験溶液とする。注追記	注7) 目的物質の濃度によって定容量を変更してもよい。定容後の試験溶液の塩酸濃度が±1%になるようにする。	濃度によって定容量の変更を可能にし、標準溶液と試験溶液の酸濃度をあわせるため	全元素同様
マグネシウム	17. (1)⑤計算	P: 分取率	P: 希釈率	一般的な記載法への変更	全元素同様
マグネシウム	17. (3)②試薬	市販の原子吸光分析標準溶液を	市販の金属分析標準溶液(MRA又はJCSS認定品)を	一般的な表現に変更し、計量法トレーサブルである事を明記	全元素同様
マグネシウム	17. (2)①試薬	測定波長: 285.2nm 注追記	注1) 分光干渉や妨害物質の影響が疑われる場合は、予めデータを確認した後、別の吸光波長で測定して確認し、適切な波長を選択する。	試料によって該当波長で妨害物質の吸光がある場合があるため	全元素同様
マグネシウム	17. (3)②試薬	検量線作成用の10, 100ppmの濃度の標準溶液を調製する。注追加	注1) 予めデータを確認した後、装置の性能や測光方法により検量線の直線性が確認できる範囲で変更してもよい。また、MRA又はJCSS認定の金属混合標準溶液を使用してもよい。	装置や測定方式により感度が異なり、検量線の直線性範囲が変わるために、ICP用の金属混合標準液が市販されているため	全元素同様
マグネシウム	17. (3)③試験溶液の調整	標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。注追記	注2) 予めデータを確認した後、測定用試験溶液に内部標準元素を添加して内部標準法により補正することもできる。	誘導結合プラズマ発行光度法では内部標準法も汎用的なため	全元素同様
マグネシウム	17. (3)④測定	279.553nmにおける発光強度を測定する。注追記	注3) 分光干渉や妨害物質の影響が疑われる場合は、予めデータを確認した後、別の発光波長で測定して確認し、適切な波長を選択する。	試料によって該当波長で妨害物質の発光がある場合があるため	全元素同様

マンガン	18. (1)①試葉	・塩酸:原子吸光分析用	・20%塩酸・塩酸(精密分析用) ^{注1)} を水で希釈して用いる。	一般的な試薬を記載した
マンガン	18. (1)①試葉	なし	注1) 予め汚染がないことを確認した後、他の等級濃度の試薬を使用してもよい。その場合は適宜、使用濃度の調整を行なう。	試薬の等級、濃度がメーカーで様々に異なるため限定せず
マンガン	18. (2)①試葉	なし	・1%塩酸:20%塩酸を水で希釈して用いる。	本文中で使用されているが記載なし
マンガン	18. (1)①試葉	市販の原子吸光分析標準溶液を	市販の金属分析標準溶液(MRA又はJCSS認定品)を	一般的な表現に変更し、計量法トレーサブルである事を明記
マンガン	18. (1)②試験溶液の調製	試料1～10g 注追記	注2) 対象元素の濃度がが高い場合は他元素の妨害がある場合は、予めデータを確認した後、試料採取量を減じて0.1g以上とする。	妨害物質の量を減じるため
マンガン	18. (1)②試験溶液の調製	塩酸 (1+1)	20%塩酸	使用試薬に合わせた
マンガン	18. (1)②試験溶液の調製	20%塩酸 3ml 注追記	注3) 炭酸塩が残留する場合は発泡するが、発泡が終了するまで加えた後、3～5ml過剰に加える。	炭酸塩に塩酸を加えると反応し、塩酸濃度が下がると同時に塩酸濃度を過剰に入れ金属を可溶化する
マンガン	18. (1)②試験溶液の調製	水浴上	100°C以下 ^{注4)}	塩酸を揮散させる目的のため、器具を限定せず温度の指定にした。
マンガン	18. (1)②試験溶液の調製	なし	注4) 水浴上や熱板を使用することができます。	汎用的な器具を列記
マンガン	18. (1)②試験溶液の調製	ろ紙 注1)	ろ紙 注5)	注番号の整合
マンガン	18. (1)[注]	なし	注5) JIS 5種A又は同等品のろ紙を用いる。	記載漏れ
マンガン	18. (1)②試験溶液の調製	同様に灰化 注追記	注6) 灰化時間については、予めデータを確認して設定する。	灰化時間のデータを確認
マンガン	18. (1)②試験溶液の調製	水で定容し	水で50mlに定容し	定容量を追記した

マンガン	18. (1)②試験溶液の調製	試験溶液とする。注追記	濃度によつて定容量の変更を可能にし、標準溶液と試験溶液の酸濃度をあわせるため	全元素同様
マンガン	18. (1)④原子吸光測定条件	測定波長:279.5mm 注追記	注7)目的物質の濃度によつて定容量を変更してもよい。定容後の試験溶液の塩酸濃度が1%になるように	全元素同様
マンガン	18. (1)⑤計算	P: 分取率	注8)分光干涉や妨害物質の影響が疑われる場合は、予めデータを確認した後、別の吸光波長で測定して確認し、適切な波長を選択する。	全元素同様
マンガン	18. (2)①試薬	塩酸、アンモニア水:原子吸光分析用 注追記	P: 希釈率 一般的な記載法への変更	全元素同様
マンガン	18. (2)①試薬	市販の原子吸光分析標準溶液を	注1) 予め汚染がないことを確認した後、他の等級、濃度の試薬を使用してもよい。その場合は適宜、使用濃度の調整を行なう。	全元素同様
マンガン	18. (3)②試薬	市販の原子吸光分析標準溶液を	市販の金属分析標準溶液(MRA又はJCSS認定品)を	一般的な表現に変更し、計量法トレーサブルである事を明記
マンガン	18. (3)②試薬	市販の原子吸光分析標準溶液を	市販の金属分析標準溶液(MRA又はJCSS認定品)を	一般的な表現に変更し、計量法トレーサブルである事を明記
マンガン	18. (3)②試薬	検量線作成用の1.0, 10.0ppmの濃度の標準溶液を調製する 注追加	注1) 予めデータを確認した後、装置の性能や測光方法により検量線の直線性が確認できる範囲で変更してもよい。また、MRA又はJCSS認定の金属混合標準溶液を使用してもよい。	全元素同様
マンガン	18. (3)③試験溶液の調製	標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある 注追記	注2) 予めデータを確認した後、測定用試験溶液に内部標準元素を添加して内部標準法により補正することもできる。	全元素同様
マンガン	18. (3)④測定	257.610nmにおける発光強度を測定する 注追記	注3) 分光干涉や妨害物質の影響が疑われる場合は、予めデータを確認した後、別の発光波長で測定して確認し、適切な波長を選択する。	全元素同様
ヨウ素	19. (1)②試験溶液の調製	約3時間灰化する 注追記	注1) 灰化時間については、予めデータを確認して設定する。	全元素同様
ヨウ素	19. (1)②試験溶液の調製	ろ紙 ¹⁾	ろ紙 ²⁾ 注番号の整合	全元素同様
ヨウ素	19. (1)②試験溶液の調製	水で定容し	水で50mlに定容し、定容量を追記した	全元素同様

ヨウ素	19. (1)注	2)5種B	2)5種A	他項目に整合
ヨウ素	19. (1)⑤計算	$T \times 0.2115 \times F \times P \times W^{-1} \times 100$	$T \times 0.2115 \times F \times V \times P^{-1} \times W^{-1} \times 100$	定容量を追加したことによる修正
ヨウ素	19. (1)⑤計算	なし	V: 最終液量 (ml)	全元素同様
ヨウ素	19. (1)⑤計算	P: 分取率	P: 分取量 (ml)	計算式にあわせ追記
ヨウ素	19. (2)	①試薬	①機器	他項目に整合
ヨウ素	19. (2)	②試験溶液の調製	②試薬	他項目に整合
ヨウ素	19. (2)	③測定	③試験溶液の調製	他項目に整合
ヨウ素	19. (2)	④ガスクロマトグラフ測定条件	④測定	他項目に整合
ヨウ素	19. (2)	⑤計算	⑤ガスクロマトグラフ測定条件	他項目に整合
ヨウ素	19. (2)	なし	⑥計算	他項目に整合
ヨウ素	19. (2)①機器	ECD検出器付き	μ -ECD検出器付き	一般名を付記
ヨウ素	19. (2)②試薬	硫酸(1+1):硫酸(原子吸光分析用)を希釀して用いる	硫酸溶液:水1容に硫酸(原子吸光分析用)1容を加える。	表記変更
ヨウ素	19. (2)④測定	硫酸(1+1)	硫酸溶液	表記変更

ヨウ素	19. (2)⑤ガスクロマトグラフ測定条件 追記	ガスクロマトグラフ測定条件 注	装置の感度を考慮し、予めデータを確認した後、ヘキサン抽出量、注入量及び測定条件を変更してもよい。	汎用性を確保するため
ヨウ素	19. (2)⑤ガスクロマトグラフ測定条件	ECD	μ -ECD	一般名を付記
ヨウ素	19. (2)⑤計 算	$C/2 \times 20 \times P \times W^{-1} \times 10^{-1}$	$C/2 \times 20 \times V \times P^{-1} \times W^{-1} \times 10^{-1}$	定容量を追加したことによる修正
ヨウ素	19. (2)⑤計 算	なし	V: 最終液量 (ml)	計算式にあわせ追記
ヨウ素	19. (2)⑤計 算	P: 分取率	P: 分取量 (ml)	計算式にあわせ修正
ヨウ素	19. (3)	なし	誘導結合プラズマ質量分析法	総合栄養食レベルにあわせた微量分析方法の追加
リン	20. (1)①試 薬	硝酸、硫酸、過塩素酸、塩酸: 特級	硝酸、硫酸、過塩素酸: 特級	塩酸を他項目に整合
リン	20. (1)①試 薬	なし	・20%塩酸: 塩酸(精密分析用) ^{注1)} を水で希釀して用いる。	他項目に整合
リン	20. (1)①試 薬	なし	注1) 予め汚染がないことを確認した後、他の等級、濃度の試薬を使用してもよい。その場合は適宜、使用濃度の調整を行う。	試薬の等級、濃度がメーカーで様々に異なるため限定せず
リン	20. (1)①試 薬	なし	・1%塩酸: 塩酸を水で希釀して用いる。	他項目に整合
リン	20. (1)①試 薬	アンモニア水(1+49)	0.5%アンモニア水	表記変更
リン	20. (1)①試 薬	硝酸(1+9)	6%硝酸	表記変更
リン	20. (1)①試 薬	市販の原子吸光分析標準溶液(MRA又はJCSS認定品)	市販の金属分析標準溶液(MRA又はJCSS認定品)を一般的な表現に変更し、計量法トレーサブルである事を明記	全元素同様

リン	20. (1)②試験溶液の調製	試料1～10g 注記	注2) 対象元素の濃度が高い場合または他元素の妨害がある場合は、予めデータを確認した後、試料採取量を減じて0.1g以上とする。	妨害物質の量を減じるため
リン	20. (1)②試験溶液の調製	塩酸 (1+1)	20%塩酸	使用試薬に合わせた
リン	20. (1)②試験溶液の調製	20%塩酸 3ml 注記	注3) 炭酸塩が残留する場合は発泡するが、発泡が終了するまで加えたら、3～5ml過剉に加える。	炭酸塩に塩酸を加えると反応し、塩酸濃度が下がるために塩酸濃度を過剉に入れ金属を可溶化する
リン	20. (1)②試験溶液の調製	水浴上	100°C以下 ⁴⁾	塩酸を揮散させる目的のため、器具を限定せず温度の指定にした。
リン	20. (1)②試験溶液の調製	なし	注4) 水浴上や熱板を使用することができる。	汎用的な器具を列記
リン	20. (1)②試験溶液の調製	ろ紙 ^{注1)}	ろ紙 ^{注5)}	注番号の整合
リン	20. (1)②試験溶液の調製	同様に灰化 注記	注6) 灰化時間については、予めデータを確認して設定する。	灰化時間のデータを確認
リン	20. (1)②試験溶液の調製	水で定容し	水で50mlに定容し。	定容量を追記した
リン	20. (1)②試験溶液の調製	試験溶液とする。注記	注7) 目的物質の濃度によって定容量を変更してもよい。定容後の試験溶液の塩酸濃度が%になるように濃度によつて定容量の変更を可能にし、標準溶液と試験溶液の酸濃度をあわせるため	全元素同様
リン	20. (1)③測定	アンモニア水(1+49)	0.5%アンモニア水	表記変更
リン	20. (1)③測定	硝酸(1+9)	6%硝酸	表記変更
リン	20. (1)⑤計算	C×P×W ⁻¹ ×100	C×V×P ⁻¹ ×W ⁻¹ ×100	定容量を追加したことによる修正
リン	20. (1)⑤計算	なし	V: 最終液量(ml)	計算式にあわせ追記

リン	20. (1)⑤計 算	P:分取率	P:分取量(ml)	計算式にあわせ修正	全元素同様
リン	20. (1)[注]	なし	注5) JIS 5種A又は同等品のろ紙を用いる。	記載漏れ	全元素同様
リン	20. (2)①試 薬	発色試薬:モリブデン酸アンモニウム6g及び酒石酸アンチモニルカリウム0.24gを加え、これに硫酸(2+)を加えたもの	発色試薬:モリブデン酸アンモニウム6g及び酒石酸アンチモニルカリウム0.24gを加え、これに硫酸(2+)を加えたもの	表記変更	全元素同様
リン	20. (2)③測 定	アンモニア水(1+49)	0.5%アンモニア水	表記変更	全元素同様
リン	20. (2)①試 薬	市販の原子吸光分析標準溶液を	市販の金属分析標準溶液(MRA又はJCSS認定品)を	一般的な表現に変更し、ある事を明記	全元素同様
リン	20. (3)②試 薬	市販の原子吸光分析標準溶液を	市販の金属分析標準溶液(MRA又はJCSS認定品)を	一般的な表現に変更し、ある事を明記	全元素同様
リン	20. (3)②試 薬	検量線作成用の1.0, 10.0ppmの濃度の標準溶液を調製する。追加	注1) 予めデータを確認した後、装置の性能や測定方法により検量線の直線性が確認できる範囲で変更してもよい。また、MRA又はJCSS認定の金属混合標準溶液を使用してもよい。	装置や測定方式により感度が異なり、検量線の直線性範囲が変わるために、ICP用の金属混合標準液が市販されているため	全元素同様
リン	20. (3)③試 料溶液の調 製	希釗するか標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。注追記	注2) 予めデータを確認した後、測定用試験溶液に内部標準元素を添加して内部標準法により補正することもできる。	誘導結合プラズマ発行光度法では内部標準法も汎用的なため	全元素同様
リン	20. (3)④測 定	測定波長は213.618nmを用いる 注追記	注3) 分光干渉や妨害物質の影響が疑われる場合は、予めデータを確認した後、別の発光波長で測定して確認し、適切な波長を選択する。	試料によって該当波長で妨害物質の発光がある場合があるため	全元素同様
リン	20. (3)⑤計 算	P:分取率	P:希釈率	一般的な記載法への変更	全元素同様

(3) ビタミン微生物定量法項目:ビタミンB6, B12, 葉酸, ナイアシン(トリプトファン), パントテン酸, ビオチン

項目名	項目番号	訂正前	訂正後	備考
ビタミンB6	(1),①試薬	日本薬局方標準品 国立衛生試験所標準品	日本薬局方標準品	理由 変更になっているため
ビタミンB6	27, (1), ②接種 菌液の調製	30°Cで20時間培養する。	30°Cで20時間程度培養する。	菌の活性には日にによるばらつきがあるため、温度と時間に幅を持たせた。
ビタミンB6	27, (1), ③試 験溶液の調製	試料2gを精密に量り、 目的成分の濃度によって採取量は適宜変更することが出来る。	試料2g ^{注2)} を精密に量り ^{注2)} 試料の均質性を確認出来れば、試料中の含有量により、試料採取量を適切に変更して、対応できることとした。	
ビタミンB6	27, (1), ③試 験溶液の調製	溶液1ml中にビタミンB6が1～3ngとなる 最終溶液中のビタミンB6の濃度が検量線の範 囲内に入る。	最終溶液中のビタミンB6の濃度を高めるため限度の幅 を広げた。	
ビタミンB6	27, (1), ④測 定	(0～7.5ng相当量) (0～7.5ng相当量)	(0～7.5ng相当量 ^{注5)}) ^{注5)} 予め標準溶液濃度と生育の相関範囲を 確認しておく。必要であればデータを確認した 上で標準溶液濃度を変更することができる。	相関を確認し標準溶液濃度を可変する ことにより、菌の活性度の違いやマトリッ クスの影響に対応できるようにした。 マイクロプレート法にも対応した。
ビタミンB6	27, (1), ④測 定	30°Cで20時間振とう培養する。	30°Cで20時間程度振とう培養する。	菌の活性には日にによるばらつきがある ため、温度と時間に幅を持たせた。
ビタミンB6	27, (1), ④測 定	濁度を用いて測定する。	濁度を用いて測定する ^{注6)} 。 ^{注6)} マイクロプレートを使用し、マイクロプレー トリーダーで濁度を測定することもできる。マイ クロプレートを使用する場合は試験菌の調製 や、標準溶液および試験溶液の濃度を調整す る必要がある。	近年ではマイクロプレートによる測定が 主流である。
ビタミンB6	27, (1), ④測 定	記述なし	試料中のビタミンB6含有量(mg/100g)= A × N × V × 100 / (W × 1000 × 1000) A: 検量線より算出した試験溶液中のビタミンB 6含有量(ng) V: 定容量 N: 希釈倍率 W: 採取量(g)	他のビタミンヒそろえた。
ビタミンB6	27 [注]	注2)～3)	注2)～6)	項番号の整理
ビタミンB12	(1),①試薬	日本薬局方標準品 国立衛生試験所標準品	日本薬局方標準品	変更になっているため
ビタミンB12	28, (1), ②接種 菌液の調製	37°Cで20時間培養する。	37°Cで20時間程度培養する。	菌の活性には日にによるばらつきがある ため、温度と時間に幅を持たせた。
ビタミンB12	28, (1), ③試 験溶液の調製	試料2gを精密に量り、 目的成分の濃度によって採取量は適宜変更 することが出来る。	試料2g ^{注3)} を精密に量り ^{注3)} 試料が均質性を確認出来れば、試料中 の含有量により、試料採取量を適切に変更 して、対応できることとした。	

ビタミンB12	28, (1), ③ 試験溶液の調製	溶液1ml中にビタミンB12が0.02～0.04ngとなる。	最終溶液中のビタミンB12の濃度が検量線の範囲内に入る	作業上の汎用性を高めるため限定期間の幅を広げた。
ビタミンB12	28, (1), ③ 試験溶液の調製	なし	注4) ヌクレオチドなどの含有量が高く、サンプルブランクを測定するため熱アルカリ処理を必要とする場合には、試験溶液を25ml分取し、そこへ10mol/Lの水酸化ナトリウム1mlを加え、pHがアルカリ側にあることを確認した後にオートクレーブで121°C、30分間加熱処理を行う。	アルカリ耐性因子についての記述が抜けていたために追記した。
ビタミンB12	28, (1), ④ 測定	(0～0.15ng相当量)	(0～0.15ng相当量注6)) 注6) 予め標準溶液濃度と生育の相関範囲を確認しておく。必要であればデータを確認した上で標準溶液濃度を変更することができます。	相関を確認し標準溶液濃度を可変することにより、菌の活性度の違いやマトリックスの影響に対応できるようにした。 マイクロプレート法にも対応した。
ビタミンB12	28, (1), ④ 測定	37°Cで22時間程度培養する。	37°Cで22時間程度培養する。	菌の活性には日にによるばらつきがあるため、温度と時間に幅を持たせた。
ビタミンB12	28, (1), ④ 測定	なし	注7) ビタミンB12は光に対して感受性が強いため、操作は遮光状態で行うことが望ましい。	ビタミンB12の操作に注意を追記した。
ビタミンB12	28, (1), ④ 測定	濁度を用いて測定する。	濁度を用いて測定する注8)。 注8) マイクロプレートを使用し、マイクロプレートで濁度を測定することもできる。マイクロプレートを使用する場合は試験菌の調製や、標準溶液および試験溶液の濃度を調整し、培養は嫌気条件下で行う必要がある。	近年ではマイクロプレートによる測定が主流である。
ビタミンB12	28, (1), ④ 測定	記述なし	試料中のビタミンB12含有量($\mu\text{g}/100\text{g}$) = A × N × V × 100 / (W × 1000) A: 検量線より算出した試験溶液中のビタミンB12含有量(ng) V: 定容量 N: 希釈倍数 W: 種取量(g)	他のビタミンとそろえた。
ビタミンB12	28 [注]	注2) BACTO B12 ASSAY MEDIUM USP : DIFCO Laboratories	注2) B12 ASSAY MEDIUM No,245710 : Becton,Dickinson and Company	名称が変更になっていたため。
ビタミンB12	28 [注]	注3) ~	注3) ~8)	項目番号の整理
葉酸	33, (1), ①試薬	水酸化ナトリウム(特級)1.89g	水酸化ナトリウム(特級)5.30g	試薬作成するために変更が必要。
葉酸	(1), ①試薬	国立衛生試験所標準品	日本薬局方標準品	変更になっていたため

葉酸	33 (1), ①試薬・チキンパンクレアス ^{注1)} 0.3g 酵素溶液	37°Cで20時間程度培養する。	トリ腎臓・東結乾燥末
葉酸	33 (1), ②試験菌液の調製	37°Cで20時間培養する。	Difco社製の製品名である”チキンパンクレアス”が製造中止になつたため、一般的な名称を掲載した。
葉酸	33, (1), ③試験溶液の恒温水槽	37°Cの恒温水槽	菌の活性には日にによるばらつきがあるため、時間に幅を持たせた。
葉酸	33, (1), ③試験溶液の調製	その後121°Cで15分間オートクレーブ処理を行い酵素反応を止め。	水槽の限定を削除した。
葉酸	33, (1), ③試験溶液の調製	溶液1ml中に葉酸が0.5～1.0ngとなる	その後100°Cで10分間加熱し、酵素反応を止め
葉酸	33, (1), ③試験溶液の調製	溶液1ml中に葉酸が0.5～1.0ngとなる	酵素反応をとめるのに十分な条件にしました。
葉酸	33, (1), ④測定	測定用培地2.5ml及び水を加えて全量を5mlとする。	最終溶液中の葉酸の濃度が検量線の範囲内に入る
葉酸	33, (1), ④測定	37°Cで19時間恒温水槽に入れて培養する。	測定用培地2.5ml及び0.1mol/Lリン酸緩衝液を加えて全量を5mlとする。
葉酸	33, (1), ④測定	記述なし	最終溶液中の葉酸の濃度が検量線の範囲内に入る
葉酸	33, [注]1)	ブタ腎臓コシジュガーゼ(Sigma K7250)を用いてもよい。	V: 定容量 N: 希釀値 W: 秤取量(g) $\times 100 / (W \times 1000)$ A: 検量線より算出した試験溶液中の葉酸含量 (ng)
葉酸	33, [注]1)	ブタ腎臓コシジュガーゼ(Sigma K7250)を用いてもよい。	試料中の葉酸含有量(μg/100g) = A × N × V 他 の ビ ミ ミ ン と そ ろ え た 。
葉酸	33 [注]3)	注(3) BACTO FOLIC ACID CASEI MEDIUM: MEDIUM: DIFCO Laboratories	Difco社製の製品名である”チキンパンクレアス”が製造中止になつたため、文献等を紹介し、様々な酵素剤に適用できるようにしました。また、文献中に紹介されている内因性の葉酸除去方法も記載しました。
葉酸	33 [注]4)	なし	試料中の含有量により、試料中の目的成分の濃度によって採取量は適宜変更することができます。
葉酸	33 [注]5)	なし	試料中の含有量により、試料採取量を適切に変更して、対応できることとした。
葉酸	33 [注]3)	注(3) BACTO FOLIC ACID CASEI MEDIUM: MEDIUM: DIFCO Laboratories	指定の酵素が販売中止になつたため、酵素活性を特定することが出来なくなつたため、参考文献を紹介しデータの確認を行つた酵素処理方法を採用できるようとした。

葉酸	33〔注〕7)	なし	高たんぱく性の食品などではプロテアーゼ処理が必要な場合がある。その場合は、コンジュゲート処理の前にプロテアーゼ処理を加える。また、葉酸が炭水化物と結合している場合には α -アミラーゼによる処理を組み込むことである。	近年3種類の酵素を使用した報告がされているため、その方法に応じた。
葉酸	33〔注〕8)	(0~3ng相当量)	予め標準溶液濃度と生育の相関範囲を確認した上で標準溶液濃度を変更することができる。	相関を確認し標準溶液濃度を可変することにより、菌の活性度の違いやマトリックスの影響に応じるように対応した。
葉酸	33〔注〕9)	濁度を用いて測定する。	マイクロプレートを使用し、マイクロプレートにて濁度を測定することもできる。マイクロプレートを使用する場合は試験菌の調製や、標準溶液および試験溶液の濃度を調整し、培養は嫌気条件下で行う必要がある。	マイクロプレートによる測定が近年ではマイクロプレートによる測定が主流である。
葉酸	33〔文献〕1)~3)	なし	1)柴田克己、厚生労働省科学研究費補助金効果的医療技術の確立推進臨床研究事業「日本人の水溶性ビタミン必要量に関する基礎的研究 平成15年度 総括・分担研究報告書。 2004; 77-8 2) Folate Content of Dairy Products Measured by Microbiological Assay with Trienzyme treatment: K.E.JOHNSTON,D.B.DIRENZO,T.TAMURA, J.FOOD SCIENCE 67, 817(2001) 3) 食品中の葉酸定量法:Trienzymeを中心として:相曾健二,水野安晴,K.E.JOHNSTON,田村庸信,ビタミン72巻9号 1998	今回の改訂に際し、参考にしたため。
ナイアシン	(1)(1)試葉	コチニ酸標準品:国立衛生試験所標準品 コチニ酸アミト標準品・国立衛生試験所標準品	日本薬局方標準品	変更になつてゐたため
ナイアシン	21(1)① 機器、試葉	なし	注1) 予めデータを確認し、検量線の直線性が得られる範囲で標準溶液濃度を変更することができる。	作業性を考慮して検量線の幅を広げることを追記した。
ナイアシン	21(1)② 試験溶液の調製	一定容とし、約10 μ g/ml濃度の試験溶液とする。	一定容とする。ニコチン酸及びニコチニン酸アミドの濃度が検量線の範囲内になるように適宜水で希釈し、試験溶液とする。	試験溶液濃度を限定せず、データを確認できれば検量線の範囲内で測定可能であるため。
ナイアシン	21(1)③ 測定	試験溶液の20 μ lを	試験溶液の一定量を	注入量は限定せず、HPLC条件の汎用性を高めたため。

ナイシン	21 (1) ③ 測定	ピーカ面積を測定し、	ピーカ面積に限定せず、HPLC条件の汎用性を高めるため。
ナイシン	21 (1) ③ 測定	あらかじめ標準溶液を	不足分の追記。
ナイシン	21 (1) ④ 高速液体クロマトグラフ操作条件例	なし	注入量を可変できるようにした。
ナイシン	21 (1) [注]	注1)	
ナイシン	(1),①試葉	ニチソ酸標準品(国立衛生試験所標準品)	項番号の整理
ナイシン	21, (2), ②接種菌液の調製	35°Cで20時間培養する。	変更になつてしているため
ナイシン	21, (2), ③試験溶液の調製	試料2gを精密に量り、 目的成分の濃度によって採取量は適宜変更 することが出来る。	菌の活性には日によるばらつきがあるため、温度と時間に幅を持たせた。
ナイシン	21, (2), ③試験溶液の調製	溶液1ml中にナイシンが10~20ngとなる	試料中の含有量により、試料採取量を適切に変更して、対応できることとした。
ナイシン	21, (2), ④ 測定	(0~0.75ng相当量)	作業上の汎用性を高めるため限定の幅を広げた。
ナイシン	21, (2), ④ 測定	(0~75ng相当量注3))	標準溶液濃度の誤植のため訂正。また、相関を確認し標準溶液濃度を可変するこどにより、菌の活性度の違いやマトリックスの影響に対応できるよう応じた。マイクロプレート法にも対応した。
ナイシン	21, (2), ④ 測定	121°Cで5分間オートクレーブ処理を行い、	注3) 予め標準溶液濃度と生育の相關範囲を確認しておく。必要であればデータを確認した上で標準溶液濃度を変更することができる。
ナイシン	21, (2), ④ 測定	37°Cで18時間程度培養する。	菌の活性には日によるばらつきがあるため、温度と時間に幅を持たせた。
ナイシン	21, (2), ④ 測定	濁度を用いて測定する。	近年ではマイクロプレートによる測定が主流である。
ナイシン	21, (2), ④ 測定	記述なし	注4) マイクロプレートを使用し、マイクロプレートで濁度を測定することもできる。マイクロプレートを使用する場合は試験菌の調整や、標準溶液および試験溶液の濃度を調整し、培養は嫌気条件下で行う必要がある。
ナイシン	21, (2), ④ 測定		試料中のナイシン含有量(mg/100g)= $A \times N \times V \times 100 / (W \times 1000 \times 1000)$ A:検量線より算出した試験溶液中のナイシン含有量(mg) V:定容量 N:希釈倍数 W:採取量(g)
ナイシン	21, (2), [注]	注1) ~4)	注2) ~4)
			項番号の整理

トリプロトファン	21 <トリプロトファンの試料0.1～1g 定量>(1) ② 試験溶液の調製	試料試料0.1～1g 注1) 試料の均質性を確認出来れば、試料中の目的成分の濃度によって採取量は適宜変更することが出来る。	試料中の含有量により、試料採取量を適切に変更して、対応できることとした。
トリプロトファン	21 <トリプロトファンの定量>(1) ② 試験溶液の調製	定容し、0.45μm	希釈の文言がなかったため追記した。
トリプロトファン	21 <トリプロトファンの定量>(1) ③ 測定	試験溶液の20μlを	注入量は限定せず、HPLC条件の汎用性を高めるため。
トリプロトファン	21 <トリプロトファンの定量>(1) ③ 測定	ピーク面積を測定し、	ピーク面積に限定せず、HPLC条件の汎用性を高めるため。
トリプロトファン	21 <トリプロトファンの定量>(1) ③ 測定	あらかじめ同量の標準溶液を	不足分の追記。
トリプロトファン	21 <トリプロトファンの定量>(1) ③ 測定	高速液体クロマトグラフ操作条件 注入量:20μl	夾雑物の影響回避のため、別条件での測定を可能にし、注入量を可変できるようとした。
トリプロトファン	21 <トリプロトファンの定量>(1) ③ 高速液体クロマトグラフ操作条件	高速液体クロマトグラフ操作条件例 注入量:20μl	項番号の整理
トリプロトファン	21 <トリプロトファンの定量>(1) ④ [注]	注2)～3)	注2)～4)
バントテン酸	22, (1), ② 接種菌液の調製	35℃で20時間培養する。	菌の活性には日によるばらつきがあるため、温度と時間に幅を持たせた。
バントテン酸	22, (1), ③ 試験溶液の調製	試料2gを精密に量り、	試料中の含有量により、試料採取量を適切に変更して、対応できることとした。
バントテン酸	22, (1), ③ 試験溶液の調製	試料2gを精密に量り、	試料2g注5)を精密に量り 注5) 試料の均質性を確認出来れば、試料中の目的成分の濃度によって採取量は適宜変更することが出来る。
バントテン酸	22, (1), ③ 試験溶液の調製	なし	注6) 酵素反応時間については予めデータを確認し至適条件を設定することで変更することができる。
バントテン酸	22, (1), ③ 試験溶液の調製	溶液1ml中[ニ]バントテン酸が20～40ngとなる	最終溶液中のバントテン酸の濃度が検量線の範囲内に入る
バントテン酸	22, (1), ④ 測定	(0～0.15ng相当量)	作業上の汎用性を高めるため限度の幅を広げた。
バントテン酸	22, (1), ④ 測定	(0～0.15ng相当量)	相関を確認し標準溶液濃度を可変することにより、菌の活性度の違いやマトリックスの影響に対応できるようにした。 マイクロプレート法にも対応した。
バントテン酸	22, (1), ④ 測定	37℃で18時間ふ卵器に入れて培養する。	菌の活性には日によるばらつきがあるため、温度と時間に幅を持たせた。

バントテン酸 定	22, (1), ④ 測 記述なし	試料中のバントテン酸含有量(mg/100g)= A $\times N \times V \times 100 / (W \times 1000 \times 1000)$ A: 検量線より算出した試験溶液中のバントテン酸含有量(ng) V: 定容量 N: 希釈値 W: 秤取量(g)	他のビタミンとそろえた。
バントテン酸	22, (1), [注]	6) マイクロプレートを使用し、マイクロプレートプレートリーダー(たとえば、日本モシリードバイス社製、スペクトラMAX型など)で濁度を測定することもできる。	9) マイクロプレートでの測定上の注意点を追記した。
バントテン酸	22, (1), [注]	注1)	マイクロプレートでの測定上の注意点を追記した。
ビオチン	23, (1), ② 接種 菌液の調製	35°Cで20時間程度培養する。	菌の活性には日にによるばらつきがあるため、温度と時間に幅を持たせた。
ビオチン	23, (1), ③ 試 験溶液の調製	試料2gを精密に量り、 注4) 試料の均質性を確認出来れば、試料中の目的成分の濃度によって採取量は適宜変更することが出来る。	試料中の含有量により、試料採取量を適切に変更して、対応できることとした。
ビオチン	23, (1), ③ 試 験溶液の調製	定容してろ過し、更に最終溶液中のビオチンの濃度が検量線の範囲内に入るように水で希釈し、試験溶液	希釈の文言がなかったため追記した。
ビオチン	23, (1), ④ 測 定	(0~0.15μg相当量)	標準溶液濃度の誤植のため訂正。相関を確認し標準溶液濃度を可変することにより、菌の活性度の違いやマトリックスの影響に対応できるようこうした。 マイクロプレート法にも対応した。
ビオチン	23, (1), ④ 測 定	37°Cで18時間程度培養する。	菌の活性には日にによるばらつきがあるため、温度と時間に幅を持たせた。
ビオチン	23, (1), ④ 測 定	記述なし	他のビタミンとそろえた。
ビオチン	23, (1), [注]	注4) ~5)	マイクロプレートでの測定上の注意点を追記した。
ビオチン	23, (1), [注]	注4) ~7)	マイクロプレートでの測定上の注意点を追記した。

⑤ビタミン機器分析項目:ビタミンA, B1, B2, C, D, E, K

項目名	項目番号	訂正前	訂正後	理由	備考
ビタミンA	24. (1)①機器, 試葉	・標準レチノール:パルミチン酸レチノール(1g中に30万μg以上のレチノールを含むもの)	・標準レチノール:パルミチン酸レチノール	市販のパルミチン酸レチノールで300000μg/g以上の中のものがいため。	
ビタミンA	24. (1)①機器, 試葉	残留農薬試験用	注4) 同等性が確認できれば、特級でも使用可能である。	試薬のグレードを残農用に特定する必要はないため。	
ビタミンA	24. (1)①機器, 試葉	内径4.6mm, 長さ150mm	削除	カラム内径及び長さを限定せず、HPLC条件の汎用性を高めるため。	
ビタミンA	24. (1)②(1)けん化	注4)	注5)	注の追加による番号整理	
ビタミンA	24. (1)②(1)けん化	試料約0.5g	試料0.1～2g ^{注5)}	試料採取量を限定せず、データを確認後、検量線の範囲内であれば変更できるようになります。また、試料マトリックスに対応した試料調製法を追記した。	
ビタミンA	24. (1)②(1)けん化	記載なし	注5)に「なお、試料が均一で……スケールアップするとよい。」を追加。		
ビタミンA	24. (1)③けん化		注6)ビタミンAの酸化防止のため、予めデータを確認した上で、酸化防止剤(α -トコフェロール等)を添加するとよい。	分析操作のタイムラグや、サンプルのマトリックスの影響により、ビタミンAが壊れる可能性があるため。	
ビタミンA	24. (1)④けん化	記載なし	注7)各抽出時にイソプロピルアルコールを2mlずつ加えるとレチノールの回収率向上に効果的である。	試料マトリックスによりビタミンAが回収不足になる可能性があるため。	
ビタミンA	24(1)②けん化	レチノールとして約0.3 μg/mlとなるように	レチノール濃度が検量線の範囲内となるよう	レチノール濃度が検量線の範囲内であるよばよいため。	
ビタミンA	24(1)②けん化	0.3mg/100g程度以下の試料の場合には、	高速液体クロマトグラフによる測定において妨害成分の影響が出る場合は、	レチノール含量が0.3mg/100g程度以下であっても、アルミニナカラムクロマトグラフィーによる精製は必須ではないため。	

ビタミンA	24, (1)②(1)けん化	注8)	注8)	注の追加による番号整理
ビタミンA	24, (1)②(1)けん化	注8)レチノール含量が0.3mg/100g程度以下の試料であつても、	削除	アルミニカラムクロマトグラフィーによる精製はレチノール含量ではなく、妨害成分の有無によつて判断すべきであるため。
ビタミンA	24, (1)②(2)アルミナカラムクロマトグラフィー	1ml中レチノールを約0.3μg含むように	レチノール濃度が検量線の範囲内となるよ うに	レチノール濃度が検量線の範囲内であれば測定可能であるため。
ビタミンA	24(1)③標準レチノールの検定	レチノール(μg/ml)= A/100×1,830×0.3	(ここへの入力省略、本文参照)	分数の表記がわからづいため変更。
ビタミンA	24(1)④標準溶液の調製	記載なし	注9) 検量線の直線性が確認できれば、標準溶液の濃度範囲は適宜変更可能である。	検量線の範囲及び濃度を限定せず、変更できるようにするため。 24, (3), (3)も同様
ビタミンA	24, (1)⑤高速液体クロマトグラフ操作条件	注6)～8)	注10)～12)	注の追加による番号整理
ビタミンA	24, (1)⑤高速液体クロマトグラフ操作条件	注11)Cosmosil Econopac	Cosmosil C18 Econopacは既に生産中止のため。	
ビタミンA	24, (1)⑤高速液体クロマトグラフ操作条件	記載なし	注入量:20μl	注入量は限定せず、HPLC条件の汎用性を高めるため。一例として載せる。
ビタミンA	24, (1)⑥測定	試験溶液20μl 標準溶液20μl	試験溶液の一定量(例20μl) 同量の標準溶液	注入量は限定せず、HPLC条件の汎用性を高めるため。ただし、標準溶液と試料溶液の注入量は合わせる旨を追記。
ビタミンA	24, (1)⑦計算	ピーカ面積	ピーカ面積または高さ	ピーカ面積に限定せず、HPLC条件の汎用性を高めるため。
ビタミンA	24, (2)吸光度法	注9)	(ここへの入力省略、本文参照)	分数の表記がわからづいため変更。
		注13)	注の追加による番号整理	

ビタミンA	24, (2), ①試験溶液の調製	注10)	注14)	注の追加による番号整理
ビタミンA	24, (2), ①試験溶液の調製	注14)	「なお、試料中に…カロテン画分とする。」を追加。	妨害成分の影響がなければアルミニナカラム処理を省略してもよい。また、データを確認できればアルミニナカラムの代わりにディスポートカラムを用いることができる旨を追記。
ビタミンA	24(2)③計算	試料中の総カロテン (mg/100g) = A × 1,000/2,592 × V/W × N レチノール当量(μg/100g) × 総カロテン(mg/100g) × 1,000/2 × 1/3	(ここへの入力省略、本文参照)	分数の表記がわかりづらいため変更。 カロテンの吸収率が1/3から1/6に変わったため変更。
ビタミンA	24(2)③計算	計算式中の係数1/3	1/6	栄養表示基準の改訂により、カロテンからレチノール当量の算出が変更になったため。
ビタミンA	24(3)高速液体クロマトグラ法	注9), 注11)	注13), 注15)	注の追加による番号整理
ビタミンA	24(3)高速液体クロマトグラ法	注15)の中で2,386を用いて検定する。	最終行に「予めデータを確認した場合には、標準溶液の濃度範囲を広げることが可能である。」を追記。	「検定」という語句が適当でないため。 検量線の範囲及び濃度を限定せず、変更できるようにするため。
ビタミンA	24(3)①機器、試薬	注12)	注16)	注の追加による番号整理
ビタミンA	24(3)①機器、試薬	シクロヘキサン	シクロヘキサン	誤植のため。
ビタミンA	24, (3)②試験溶液の調製	β-カロテンとして2~4 μ /mlになるよう	α-カロテン及びβ-カロテン濃度が検量線の範囲内になるように	α-カロテン、β-カロテン濃度が検量線の範囲内であれば測定可能であるため。
ビタミンA	24, (3)②試験溶液の調製	ジュースの場合は…	野菜またはジュースの場合は…	野菜の場合も直接ケン化抽出では抽出不足になる可能性があるため。